

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

令和4年9月9日に政府で開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付を行うことになりました。

※本給付金における住民税とは、市町村民税のことを指します。

## 給付金の額・振り込みについて

給付金の額は、**1世帯あたり5万円**となり、原則、世帯主の口座に振り込みます。

振り込みの時期は、町が確認書・申請書を受理した日から、おおむね2週間後となります。

※確認書等の内容確認が必要な場合は、振り込みに時間がかかることがあります。

## 支給対象と手続き方法

### ① 非課税世帯

**基準日（令和4年9月30日）時点**で、長洲町に住民票があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯。

#### ●世帯全員が令和4年1月1日から現住所にお住いの場合

対象世帯には確認書を送付しておりますので、内容確認後に必要箇所を記入し、役場福祉保健介護課窓口まで郵送または直接ご提出ください。

■提出期限 令和5年1月31日ⓧ

#### ●世帯の中に令和4年1月2日以降に現住所に転入した人がいる場合

申請が必要になりますので、お問い合わせください。

■提出期限 令和5年1月31日ⓧ

### ② 家計急変世帯

**申請日時点**で長洲町に住民票があり、**予期せず**令和4年1月から令和4年12月までの収入が減少し、**世帯全員の年収（所得）見込額が住民税非課税相当**と認められる世帯。

申請書のほか、令和4年1月から令和4年12月までの収入が確認できる書類の添付が必要となりますので、詳しくは、役場福祉保健介護課までお問い合わせください。

■申請期限 令和5年1月31日ⓧ

#### ※注意事項

・①、②に共通して、住民税を課税されている人に世帯全員が扶養されている世帯は、対象とはなりません。



### 住民税非課税世帯などに対する臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



#### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

TEL：0120-526-145

■受付時間 午前9時～午後8時

長洲町役場 福祉保健介護課 福祉係  
TEL：0968-78-3135

■受付時間 午前9時～午後5時  
（土日、祝祭日を除く）